

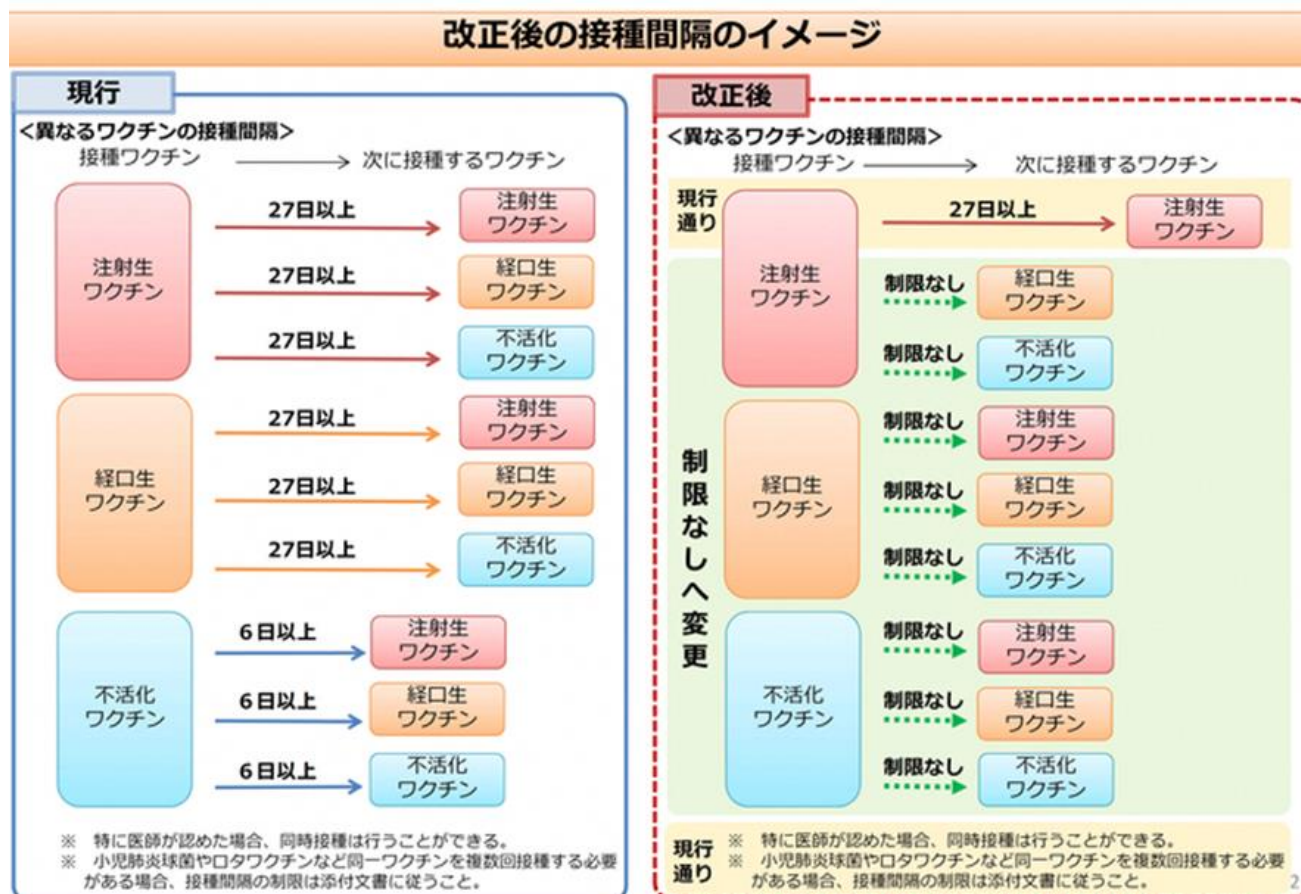


接種間隔について（**異なった種類のワクチンを接種する場合**）

R2年10月1日より変更されています

従来は生ワクチン予防接種をして27日以上、不活化ワクチン予防接種なら6日以上の間隔をあげないと次のワクチンを接種することができませんでした。

令和2年10月1日から、注射の生ワクチンと注射の生ワクチンの間隔だけを27日以上あけることとし、その他のワクチンについては制限がなくなりました。



注意！！

同じ種類のワクチンを接種する時は、

それぞれのワクチンに定められた接種間隔となります。